

富士砂防事務所管内砂防事業の
景観検討における留意点
(案)

平成 31 年 3 月

国土交通省中部地方整備局
富 士 砂 防 事 務 所

目 次

第1章 本資料について.....	1
第1節 景観検討の背景.....	1
第2節 目的.....	1
第3節 適用範囲.....	2
第2章 景観検討の流れ.....	3
第1節 景観検討区分と本資料の関係.....	3
第2節 適用する工種.....	6
第3節 景観形成の配慮事項.....	7
第4節 段階ごとの景観配慮の取り組み.....	8
第3章 景観検討シート作成の考え方.....	9
1 事業概要.....	9
2 景観形成にあたり配慮すべき事項.....	9
3 景観形成の目標像.....	10
4 景観形成に関する基本的な考え方.....	11
5 具体的な景観整備の留意点と方針.....	13
6 景観配慮の内容.....	28
7 施工段階の留意点.....	29
8 維持管理の留意点.....	30
9 完成報告.....	30
10 事後評価の方針と結果.....	31
11 景観検討の体制.....	32
12 景観検討の経緯.....	33
13 事業の進捗状況の経緯.....	34

参考資料

景観検討シート

富士砂防管内における景観関連計画

世界文化遺産富士山 定点観測地点

第1章 本資料について

第1節 景観検討の背景

- ✓ 砂防事業は、国土の保全および国民の生命・財産の保全を目的に、安全で安心して生活できる国土基盤を創出する事業である。
- ✓ 砂防施設は、山間部など自然の中に設置されることが多く、また長い年月を経て趣のある景観を形成する砂防施設もあることから、長期的な視野をもって周辺の自然や景観などに調和させたものとするのが望まれる。
- ✓ 日本のシンボルとなっている富士山は、2013 年に世界文化遺産に登録された。富士山の有する顕著な普遍的価値は、富士山やその周辺における景観の美しさと密接に関連するものであることから、砂防事業の実施にあたっては、世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を損なうことが無いよう十分に配慮する必要がある。
- ✓ 富士山以外にも、富士砂防事務所管内には自然（富士五湖、白糸の滝、朝霧高原など）、歴史（浅間神社、人穴富士講、胎内樹形など）、観光・文化等施設（別荘地、ゴルフ場、牧場など）など多くの景観資源が存在し、良好な景観を形成している。
- ✓ 砂防事業の実施にあたっては、世界遺産富士山はもちろんのこと、管内に広がる多くの景観資源（対象と視点場）について十分に配慮する必要がある。

第2節 目的

本資料は、富士砂防事務所管内（以下、「管内」とする）における砂防施設の検討にあたり、景観形成のために配慮すべき事項をまとめたものである。

【解説】

本資料は、管内において砂防施設を検討する場合に、必要となる景観配慮の内容や検討するタイミングなどについて、誰でも同じレベルでチェックできるようにまとめたものである。

本資料については、運用しながら適用事例を積み上げ、適宜更新を行い、改善に努めていく。

第3節 適用範囲

本資料は、富士砂防事務所が実施する砂防事業に適用する。

【解説】

対象とする事業の種類は砂防事業とする（地すべり対策事業は除く）。

第2章 景観検討の流れ

第1節 景観検討区分と本資料の関係

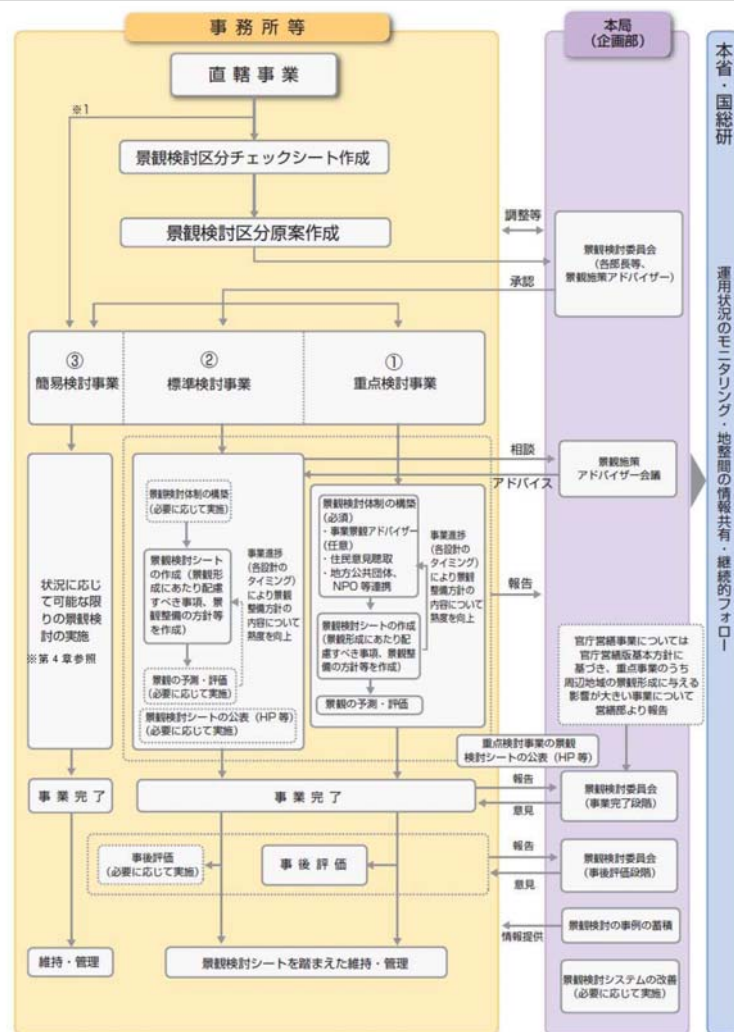
「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針」においては、景観検討区分は「重点検討事業」「標準検討事業」「簡易検討事業」の3区分とされている。本資料は「標準検討事業」を対象に、工程毎に検討段階別の景観検討の留意点についてまとめた。

【解説】

管内砂防事業における景観特性を考慮し、標準検討事業を「基本的な配慮」と「追加の配慮」の2つに区分した。本資料では、その考え方や適用方針をとりまとめている。

優れた景観を有する地域や景観に大きな影響を与えるおそれがある事業は、「重点検討事業」として、別途景観検討を行う必要があることから、本資料の適用外とした。

また、「簡易検討事業」については本資料の適用外としたが、緊急性が高く景観検討を実施しないものについても、可能な範囲で本資料に基づいて検討する。



※1:「3-2 景観検討区分の決定手順」において「景観検討の手続き等を簡略化できる事業」の①から③のいずれかに該当する事業(事業の緊急性等から事業期間が短く、手続き等を行うことが困難な事業等)

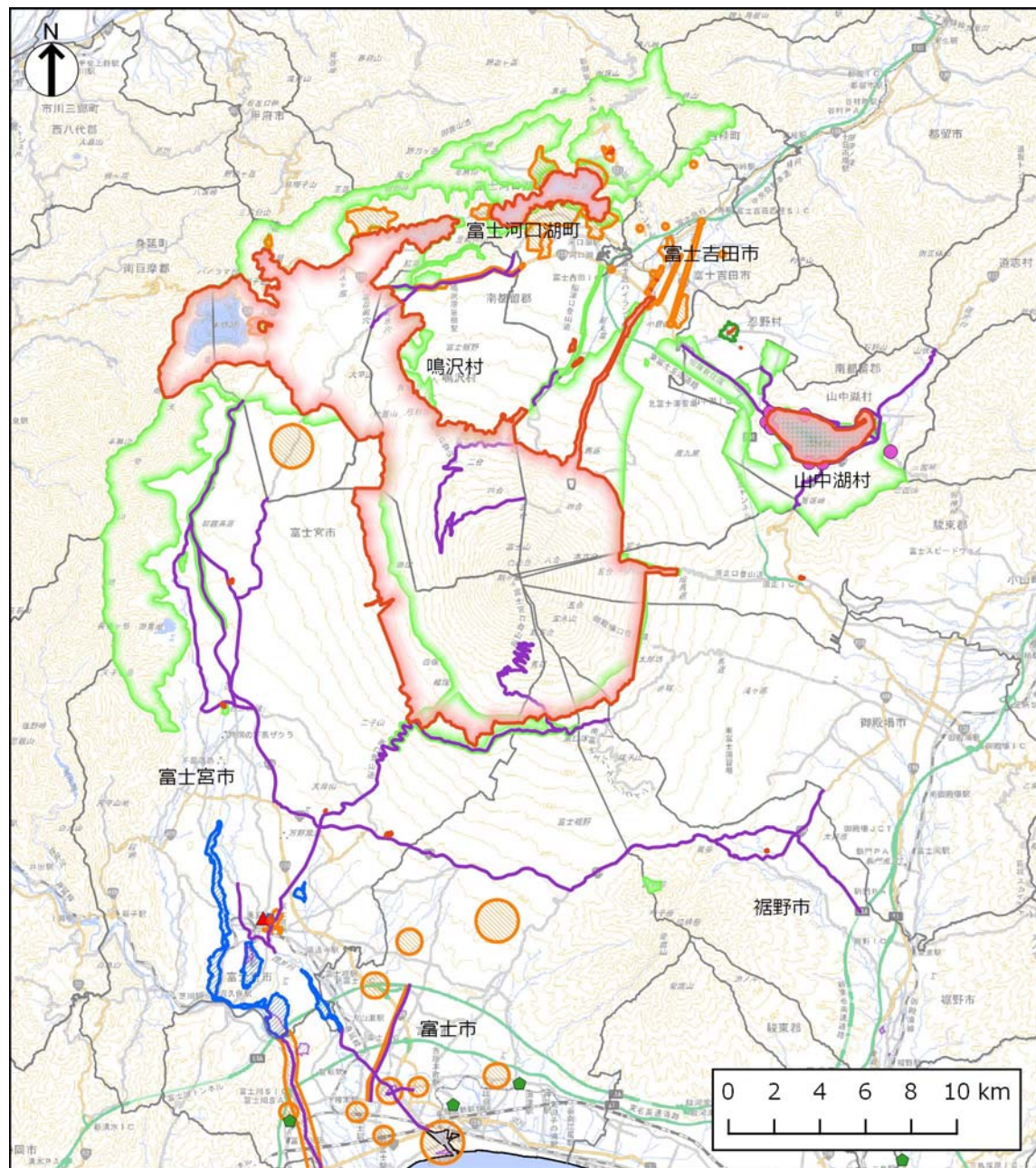
■景観検討の流れ

「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針」P.2-4

景観検討区分と概要		本資料の適用方針	
重点検討事業	- 優れた景観を有する地域で行う事業 - 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると判断する事業 - 事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業	→	学識経験者等の参加を得るなどして、別途景観検討を行う。
標準検討事業	重点検討事業及び簡易検討事業に該当しない事業	→	基本的な配慮 標準検討事業全体
		→	追加の配慮 標準検討事業のうち、 - 主な視点場からの眺望を阻害するおそれがあると判断される事業 - 不特定多数の人々が訪れるような利用性・公共性の高い場所からの眺望を阻害するおそれがあると判断される事業
簡易検討事業	- 事業の緊急性等から事業期間が短く、手続き等を行うことが困難な事業等 - 地下構造物等周辺への景観上の影響がないか、極めて小さい事業	→	緊急性が高く景観検討を実施しないものについても、可能な範囲で本資料に基づいて検討する。

【参考】優れた景観を有する地域

・下図に示した地域で実施する事業は「重点検討事業」となる。



根拠法等	対象地区等
景観法	● 景観重要公共施設 (点) — 景観重要公共施設 (線) ▨ 景観重要公共施設 (面) ▲ 景観重要建造物 ● 景観重要樹木 ■ 景観形成地区 (景観重点地区)
都市計画法	▨ 風致地区
自然公園法	■ 自然公園 (特別保護地区+特別地域)
景観条例	▨ 地方公共団体の指定地区
世界遺産条約	■ 世界遺産構成資産

【参考】各検討区分の具体例

本資料の適用方針	具体例
基本的な配慮	・ 標準検討事業
追加の配慮	標準検討事業のうち、 ・ 主要な視点場からの眺望を阻害するおそれがあると判断される事業 (例) 世界文化遺産富士山の定点観測地点、各市町村が設定している富士山眺望点、別荘地、ゴルフ場など ・ 不特定多数の人々が訪れるような利用性・公共性の高い場所からの眺望を阻害するおそれがあると判断される事業

なお、当該地域において新たなプロジェクトが立ち上がり、その結果として新たな景観資源や眺望点が出現することが想定される（例えば「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」における自転車ロードレースコースの競技会場としての利用）。

景観検討を行う際には、当該地域で計画されている各種プロジェクトの内容も踏まえ、必要に応じて景観配慮を行う、または見直す必要がある。

第2節 適用する工種

適用する工種は、「堰堤」、「沈砂地・遊砂地」、「溪流保全工」、「導流堤」、「ブロックヤード」、「工事用道路・管理用道路」とする。

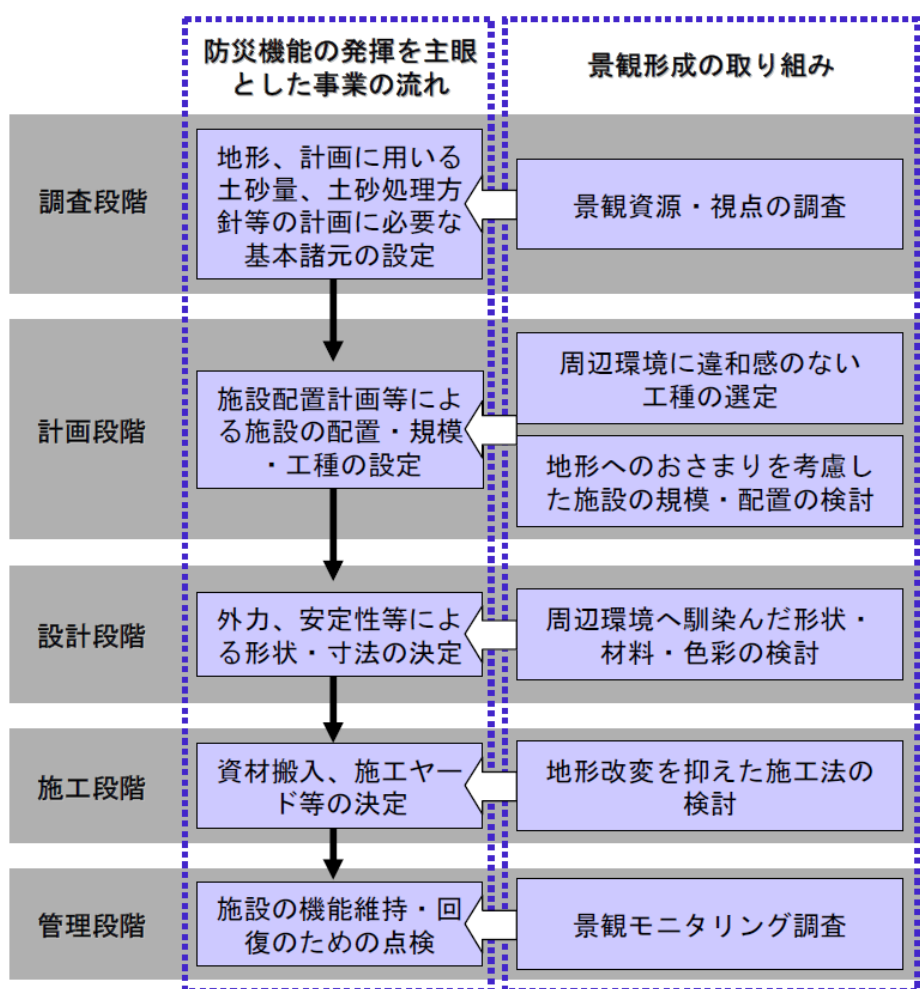
第3節 景観形成の配慮事項

景観形成の基本方針が具現化されるように、事業の各段階において適切な対応を行う必要がある。

【解説】

「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」では、調査、計画、設計、施工、管理の各段階において景観形成のための配慮事項を取り入れるものとしている。

砂防事業では防災機能の確保が最優先となるが、景観形成に対する意識も必要である。例えば富士山の眺望を阻害する恐れが見込まれた場合、周囲の眺望景観の特性に応じて景観に配慮した設計とすることもある。



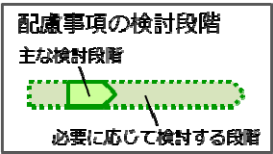
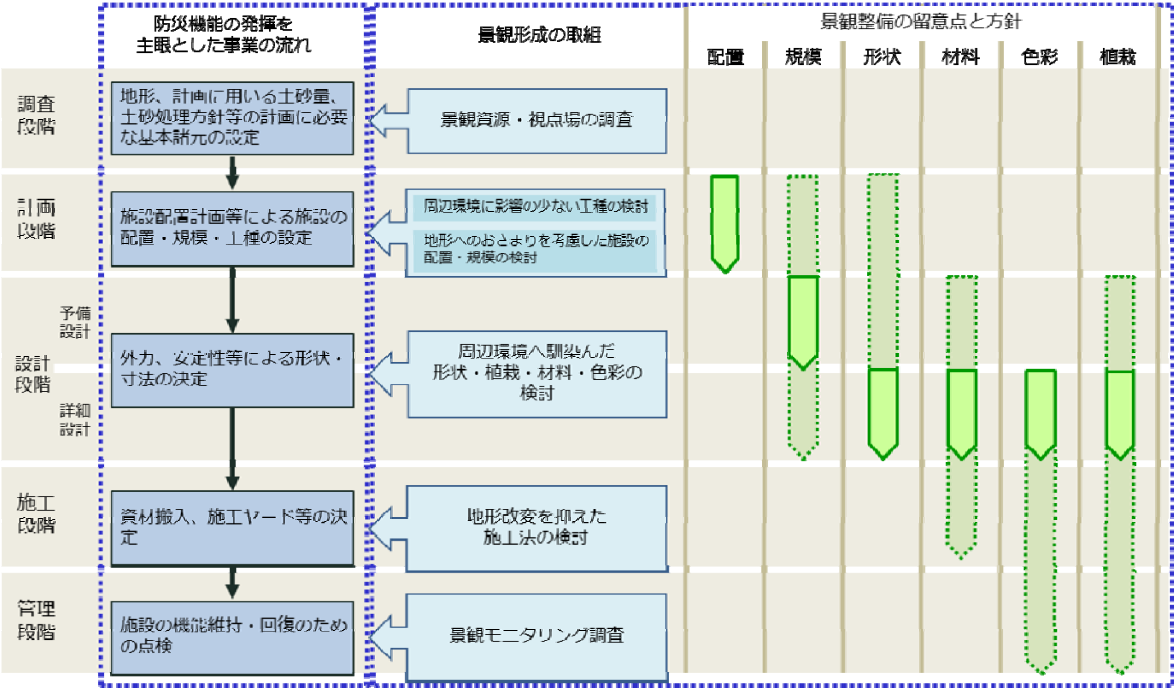
出典：「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」（平成 19 年 2 月、国土交通省砂防部）

各段階における景観形成の配慮事項

第4節 段階ごとの景観配慮の取り組み

段階ごとに取り組む景観配慮の概要を以下に示す。

なお、各段階の基本的な景観配慮は以下のフローに示したとおりであるが、必要に応じて前の段階に戻り、景観配慮の検討を行うことも大切である。



第3章 景観検討シート作成の考え方

1 事業概要

(構想・計画段階で記入)

本項目は、事業の全体像や特徴を記載する。

【解説】

「公共事業における色彩・デザイン指針：中部地方整備局（平成 27 年 12 月）」の景観検討区分チェックシートのⅠをふまえ、さらに具体的に記載すること。

事業内容が具体化した場合や変更があった場合などは、これに応じて修正、加筆等を行う。

事業の目的、所在地、諸元等を記載する。

事業の位置や周辺の状況がわかるように、広域の位置図や事業実施地域の図等を添付する。

2 景観形成にあたり配慮すべき事項

(構想・計画段階で記入)

本項目では、景観形成にあたり配慮すべき事項について、既存文献や資料に基づき、とりまとめる。

【解説】

景観検討区分チェックシートのⅡ、Ⅲ、Ⅳをふまえ、さらに具体的に記載すること。

配慮すべき事項が新たに見つかった場合は、追記する。

2.1 当該事業周辺の景観や土地利用状況

本項目では、事業周辺の景観資源や土地利用の特性について、当該事業が配慮すべき事項を記載する。

【解説】

具体的なイメージが伝わるよう、写真や分布図等を用いて説明する。

周辺地域で他の公共事業が行われており、景観形成上、連携が必要な場合は、同事業の概要を記載する。

2.2 関連する計画等

本項目は、事業地域における法規制等の状況を記載する。

市町村等により景観に関する計画等が定められている場合は、記載内容のうち、地域景観の目標像や当該事業に関わりのある部分を抜粋するなどして記載する。

本資料の適用範囲における県・市町村の景観に関連する計画を、参考資料に示す。

3 景観形成の目標像

(構想・計画段階で記入)

本項目は、事業全体の景観形成に関する目標像を記載する。

【解説】

「①当該事業において整備する施設や空間そのものに関する景観形成の目標像」と、
「②施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係を包括した景観形成の目標像」の視点から検討する。

本項は、基本的には事業の途中で変更しないが、事業内容の変更など合理的な理由が発生した場合は修正を行う。

目指すべき景観をわかりやすくキャッチフレーズとして表現するだけでなく、具体的な景観が伝わるような文章で解説・捕捉しておくことが望ましい。

市町村等により、当該地域の景観形成の目標等が定められている場合には、この目標等との整合性に配慮する必要がある。

管内の事業全体の景観形成に関する目標像（案）を次のとおりとする。

【目標像（案）】

雄大で美しい富士のめぐみ 砂防で守り、活かし、未来へつなぐ

【考え方】

- ・砂防事業では防災機能の確保が最優先となるが、優れた眺望景観を保全するためには、事業の各段階で景観形成に対する意識を持つ必要がある。
- ・富士砂防事務所の職員が砂防事業を通じて景観形成を図るという目標を明確にイメージして共有することで、事務所の意識を揃える。
- ・今後の事業展開のなかで、景観面からも地域に貢献できる方策について検討していく。

4 景観形成に関する基本的な考え方

(構想・計画段階で記入)

本項目は、事業の全ての段階にわたって継承することを前提とした、景観形成に関する基本的な考え方や方向性を記載する。

【解説】

計画や設計段階で具体的な景観デザインを行うための適度なしぼりとなるよう留意する。

「3. 景観形成の目標像」と同様に、基本的には事業の途中で変更しないが、事業内容の変更など合理的な理由が発生した場合は修正を行う。

整備する施設や空間自体などについて、個別の事業ごとのコンセプトを設定する。

コンセプトは「景観形成の目標像（案）」を念頭に、整備する施設周辺の利用状況や景観計画等を踏まえて具体的に記述する。

コンセプトの記載例

条件	コンセプト例
主な視点場から対象施設が視認される	- 砂防施設を目立たなくさせるように検討する - 目立たなくさせる検討が難しい場合は一定の調和を図る方法で検討する
水辺利用が想定される	溪流空間における利用が期待できる空間を演出する
周辺に豊かな自然環境が存在	自然環境の保全と調和に留意した施設を検討する
・・・	・・・

4.1 当該施設や空間自体の景観配慮の考え方

本項目は、「整備する施設や空間自体のデザインのコンセプト」及び「周辺の景観等との関係の中で当該事業のデザインをどのように配慮するか」という視点から、基本的な考え方を記載する。

【解説】

具体的な記載項目例

- ・ 工区、区間等の連続性
- ・ 外部からの当該施設や空間の眺め
- ・ 当該施設や空間からの周辺への眺め
- ・ 自然景観や歴史文化的景観

4.2 自然環境との調和の考え方

本項目は、自然環境を極力保全しつつ、当該事業との調和を図るための考え方等を記載する。

4.3 住民等の利用を考慮した整備の考え方

本項目は、施設や空間の利用のされ方に関する考え方を記載する。

4.4 関係自治体等に伝えるべき考え方

本項目は、周辺地域と一体となって良好な景観形成を図るため、関係自治体等に伝えるべき考え方や要望などを記入する。

4.5 その他

本項目は、「景観形成に関する基本的な考え方」における上記以外の留意点があれば記載する。

5 具体的な景観整備の留意点と方針

(計画段階、設計段階で記入)

本項目は、設計にあたり留意すべき事項や、デザインの方針を記載する。

【解説】

計画段階から設計段階への事業の進捗に伴って、検討可能な範囲や熟度が向上するため、本項目はこまめに修正、加筆等を行い、徐々に具体性の高い記載となるよう留意する。

5.1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方

施設ごとに、形状、配置などの視点から景観整備の方針を検討する。

(1) 基本的な考え方

① 規模

- ・視点場から当該施設までの距離を適切に設定することにより見えの大きさを調節することで、周辺環境との調和や影響低減を図ることができる。¹

② 形状

- ・周辺環境と調和させる工夫（例えば、流路など元来自然のものは自然とのつながりを断ち切らない、大規模な平坦面は目立つので避ける等）が重要である。¹

③ 配置

- ・砂防施設が周辺地形と違和感なく存在するためには、地形の特徴を十分に活用し、その場所に適した工種を選択し、施設の規模及び配置を設定する。その結果施設自体が周辺環境との調和が図られるだけでなく、コストの縮減にもつながる場合がある。¹

1：「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」（平成19年2月、国土交通省砂防部）

5.2 細部設計、材料等選定の考え方

施設ごとに、植栽、材料、色彩などの視点から景観整備の方針を検討する。

(1) 基本的な考え方

① 植栽

- ・地域に長い間育っている樹木は、地域の景観を特徴づけるものであり、人々が快適な暮らしを営む上でも重要な要素となっている。樹木の生育には長い年月が必要なことから、景観資源としてできる限り活用することが望ましい。²

② 材料

- ・公共事業における構造物の色彩は、素材色が大半を占めている。防食等の目的で塗装の必要がない限り、素材自身の持つ色彩を活かして計画することが基本である。³
- ・土木構造物の素材として多用されるコンクリートは、打設直後は明度が高く周辺景観から浮き上がって見える傾向があるが、年月が経つにつれて汚れ・風化・植生の混入などにより次第に明度が低下する。こうした性質を利用し、材料表面に凹凸を施して明度の低下を促し、周辺景観との融和を早期に図ることができる。³

③ 色彩

- ・公共事業で整備される構造物に求められる色彩は、時代や流行に左右されない色を選択することが求められる。²
- ・公共施設は季節の変化に左右されない色を選ぶことが求められる。迷った時は低彩度色を選ぶ。(空や水面の青、森の緑という考え方で成功する例は極めて少ない)。²
- ・必要のない限り、素材の持つ色を活かすことを基本とし、経年変化による景観との調和効果を活用する。²
- ・公共空間にある構造物の色は、彩度が高いと誘目性が強く、色があふれかえると混乱した印象を与える。全体の統一性をコーディネートする。²
- ・構造物の色彩はあくまで、対象要素の特性、要素と周辺との関係に基づき計画・設計されるべきものである。この場合、できるだけ素材そのものの色彩を活かすことや、低明度・低彩度の色を採用することが原則である。³

(2) 具体的方針の留意点

各段階における景観形成の留意点を工種ごとに示す。

2:「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)第4版-静岡県における景観形成の指針-(平成30年7月、静岡県)」

3:「山梨県公共事業における景観ガイドライン(案)」(平成30年3月、山梨県)

① 堰堤

内容	段階					配慮レベルごとの留意点		
	調査	計画	設計		施工	管理	標準検討事業（基本の配慮）	標準検討事業（追加の配慮）
			予備	詳細				
配置							✓ 防災機能上可能な範囲で、できるだけ人目に触れない場所に配置する。	
規模							✓ 地形改変を抑制するために、切盛りによる土工量を出来るだけ軽減する。	
形状							✓ 地形改変を抑制するために、堅固な現地盤を活用する。	✓ コンクリート壁による圧迫感を軽減し、周辺環境に調和するように盛土を施す。
材料							✓ 化粧型枠等を使用する。 ✓ 埋戻し/盛土材料に現地発生土を用いる。	✓ 周辺の地質を考慮した石張・石積とする。
色彩							✓ 周辺景観に調和した色を施す。 ✓ 低彩度色を施す。	✓ 景観色（その地域に長くあるもの・蓄積されてきたものの色彩。風土色）を施す。
植栽							✓ 現地在来種を用いた植生基材吹付けをする。 ✓ 埋戻しの表土部に現地発生材を用いる。	✓ 在来植生に配慮した樹種を用い、配置や樹高等をバランス良く植栽する。

配慮事項の検討段階
主な検討段階



必要に応じて検討する段階

注：より高い配慮が求められる事業では、右欄の「追加の配慮」も含めて検討します。

② 沈砂地・遊砂地

内容	段階						配慮レベルごとの留意点	
	調査	計画	設計		施工	管理	標準検討事業（基本の配慮）	標準検討事業（追加の配慮）
			予備	詳細				
配置							✓ 防災機能上可能な範囲で、できるだけ人目に触れない場所に配置する。	
規模							✓ 地形改変を抑制するために、切盛りによる土工量を出来るだけ軽減する。	
形状							✓ 地形改変を抑制するために、堅固な現地盤を活用する。	✓ 周辺環境への調和を意識し、法面勾配をできるだけ緩和する。 ✓ コンクリート壁による圧迫感を軽減し、周辺環境に調和するように盛土を施す。 ✓ 周辺地形の連続性および現地地形を考慮した形状とする。
材料							✓ 化粧型枠等を使用する。 ✓ 埋戻し/盛土材料に現地発生土を用いる。	✓ 周辺の地質を考慮した石張・石積とする。
色彩							✓ 周辺景観に調和した色を施す。 ✓ 低彩度色を施す。	✓ 景観色（その地域に長くあるもの・蓄積されてきたものの色彩。風土色）を施す。
植栽							✓ 現地在来種を用いた植生基材吹付けをする。 ✓ 埋戻しの表土部に現地発生材を用いる。	✓ 在来植生に配慮した樹種を用い、配置や樹高等をバランス良く植栽する。

配慮事項の検討段階
主な検討段階



必要に応じて検討する段階

注：より高い配慮が求められる事業では、右欄の「追加の配慮」も含めて検討します。

③ 溪流保全工

内容	段階						配慮レベルごとの留意点	
	調査	計画	設計		施工	管理	標準検討事業（基本の配慮）	標準検討事業（追加の配慮）
			予備	詳細				
配置							✓ 防災機能上可能な範囲で、できるだけ人目に触れない場所に配置する。	
規模							✓ 地形改変を抑制するために、切盛りによる土工量を出来るだけ軽減する。	
形状							✓ 地形改変を抑制するために、堅固な現地盤を活用する。	✓ 周辺環境への調和を意識し、法面勾配をできるだけ緩和する。 ✓ 周辺地形の連続性および現地形を考慮した形状とする。
材料							✓ 化粧型枠等を使用する。 ✓ 埋戻し/盛土材料に現地発生土を用いる。	✓ 周辺の地質を考慮した石張・石積擁壁とする。
色彩							✓ 周辺景観に調和した色を施す。 ✓ 低彩度色を施す。	✓ 景観色（その地域に長くあるもの・蓄積されてきたものの色彩。風土色）を施す。
植栽							✓ 埋戻しの表土部に現地発生材を用いる。	

配慮事項の検討段階
 主な検討段階

 必要に応じて検討する段階

注：より高い配慮が求められる事業では、右欄の「追加の配慮」も含めて検討します。

④ 導流堤

内容	段階						配慮レベルごとの留意点	
	調査	計画	設計		施工	管理	標準検討事業（基本の配慮）	標準検討事業（追加の配慮）
			予備	詳細				
配置							✓ 防災機能上可能な範囲で、できるだけ人目に触れない場所に配置する。	
規模							✓ 地形改変を抑制するために、切盛りによる土工量を出来るだけ軽減する。	
形状							✓ 地形改変を抑制するために、堅固な現地盤を活用する。	✓ 周辺環境への調和を意識し、法面勾配をできるだけ緩和する。 ✓ コンクリート壁による圧迫感を軽減し、周辺環境に調和するように盛土を施す。
材料							✓ 化粧型枠等を使用する。 ✓ 埋戻し/盛土材料に現地発生土を用いる。	✓ 周辺の地質を考慮した石張・石積擁壁とする。
色彩							✓ 周辺景観に調和した色を施す。 ✓ 低彩度色を施す。	✓ 景観色（その地域に長くあるもの・蓄積されてきたものの色彩。風土色）を施す。
植栽							（該当なし）	

配慮事項の検討段階
主な検討段階



必要に応じて検討する段階

注：より高い配慮が求められる事業では、右欄の「追加の配慮」も含めて検討します。

⑤ 工事用道路・管理用道路

内容	段階						配慮レベルごとの留意点	
	調査	計画	設計		施工	管理	標準検討事業（基本の配慮）	標準検討事業（追加の配慮）
			予備	詳細				
配置							✓ 防災機能上可能な範囲で、できるだけ人目に触れない場所に配置する。 ✓ できるだけ既存の道路を利用する。	
規模							✓ 地形改変を抑制するために、切盛りによる土工量を出来るだけ軽減する。	
形状							✓ 必要最低限の道路幅員とする。 ✓ 周辺環境への調和を意識し、法面勾配をできるだけ緩和する。 ✓ コンクリート壁による圧迫感を軽減し、周辺環境に調和するように盛土を施す。	✓ 周辺地形の連続性および現地形を考慮した形状とする。
材料							✓ 化粧型枠等を使用する。 ✓ 埋戻し/盛土材料に現地発生土を用いる。	
色彩							✓ 周辺景観に調和した色を施す。 ✓ 低彩度色を施す。	✓ 景観色（その地域に長くあるもの・蓄積されてきたものの色彩。風土色）を施す。
植栽							✓ 現地在来種を用いた植生基材吹付けをする。	✓ 在来植生に配慮した樹種を用い、配置や樹高等をバランス良く植栽する。

配慮事項の検討段階
主な検討段階

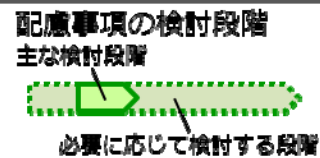


必要に応じて検討する段階

注：より高い配慮が求められる事業では、右欄の「追加の配慮」も含めて検討します。

⑥ ブロックヤード

内容	段階						配慮レベルごとの留意点	
	調査	計画	設計		施工	管理	標準検討事業（基本の配慮）	標準検討事業（追加の配慮）
			予備	詳細				
配置							✓ 防災機能上可能な範囲で、できるだけ人目に触れない場所に配置する。	
規模							✓ 地形改変を抑制するために、切盛りによる土工量を出来るだけ軽減する。	
形状							✓ 地形改変を抑制するために、堅固な現地盤を活用する。	✓ 周辺環境への調和を意識し、法面勾配をできるだけ緩和する。 ✓ コンクリート壁による圧迫感を軽減し、周辺環境に調和するように盛土を施す。 ✓ 周辺地形の連続性および現地形を考慮した形状とする。
材料							✓ 化粧型枠等を使用する。 ✓ 埋戻し/盛土材料に現地発生土を用いる。	✓ 周辺の地質を考慮した石張・石積擁壁とする。
色彩							✓ 周辺景観に調和した色を施す。 ✓ 低彩度色を施す。	✓ 景観色（その地域に長くあるもの・蓄積されてきたものの色彩。風土色）を施す。
植栽							✓ 現地在来種を用いた植生基材吹付けをする。 ✓ 埋戻しの表土部に現地発生材を用いる。	✓ 在来植生に配慮した樹種を用い、配置や樹高等をバランス良く植栽する。

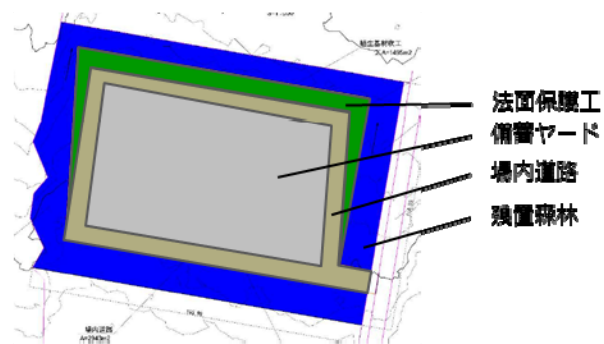
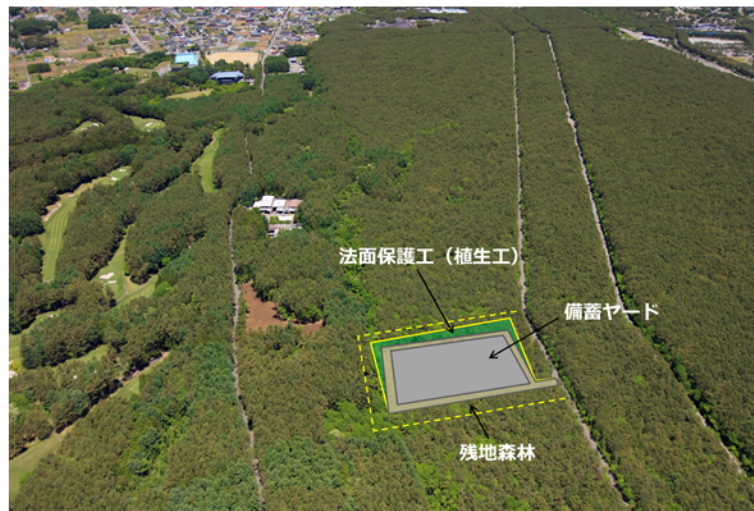


注：より高い配慮が求められる事業では、右欄の「追加の配慮」も含めて検討します。

【参考】景観配慮の事例

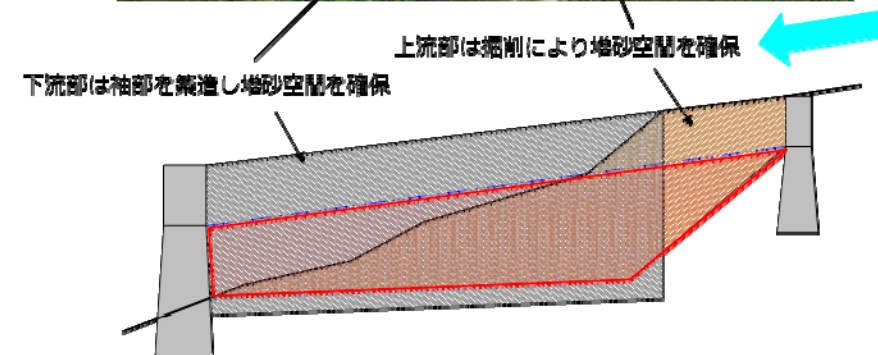
【配置】できるだけ人目に触れない場所に配置

ストックヤードの周囲に森林（10m程度）を残置することで、周辺からの見通しをなくす



【規模】切盛りによる土工量を軽減

上流側は掘削、下流側は袖部の築造により堆砂空間を確保することで、切盛りによる土工量を軽減している



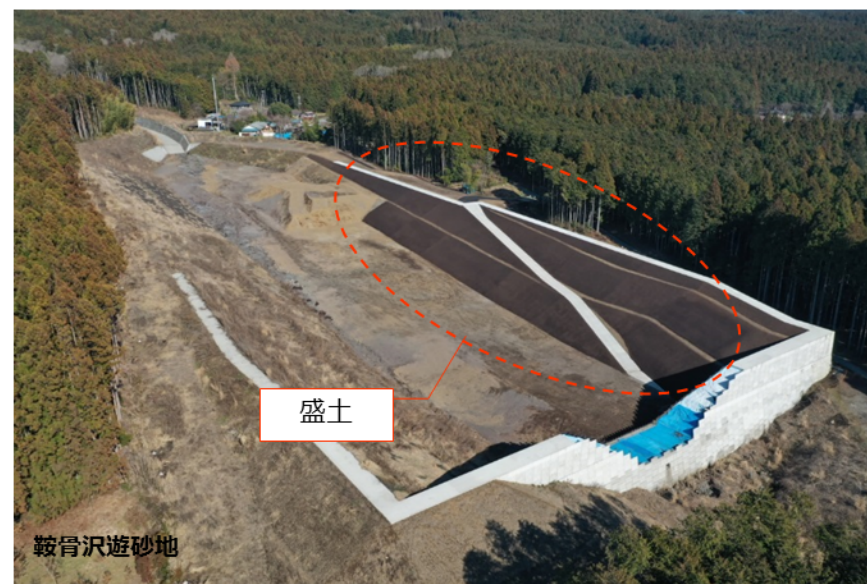
【形状】 堅固な現地盤を活用

施工箇所にある堅固な岩盤を残置し活用することで、地形改変を抑制している



【形状・追加の配慮】 周辺環境に調和するよう盛土

袖部に盛土を施すことで、コンクリートによる圧迫感を低減し、周辺環境への調和を図っている



【材料】化粧型枠等を使用する

化粧型枠を使用してコンクリート表面に凹凸をつけることで、巨大な平面の出現を抑制し、周辺景観との調和を図っている



【材料・追加の配慮】石張り・石積みとする

工事で発生する石礫や露岩を堰堤に貼り付けることで、周辺景観との調和を図っている



【色彩】低彩度色を施す

鋼管部材や手すりなどに低彩度色を施すことで、背景となる自然景観から浮き上がらないようにしている



【色彩】周辺景観に調和した色を施す

土や岩、樹木の幹など自然の色彩と調和しやすいダークブラウンを施して、周辺景観との調和を図っている



出典：「山梨県公共事業における景観ガイドライン（案）」

【植栽】埋戻しの表土部に現地発生土を使用

袖部の埋戻しに現地発生土を用いることで、植生の回復がみられている



【植栽】植生基材の吹付け

法面に植生基材を吹付けることで、周辺景観の調和と緑化を図っている



出典：「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」

【植栽・追加の配慮】 バランスよく植栽

堤体の前面に砂防堰堤と同程度の高さの植栽を施すことで、砂防施設の圧迫感を緩和している



堤体の前面に
砂防堰堤と
同程度の植栽

西の谷川えん堤（京都府）

出典：「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」

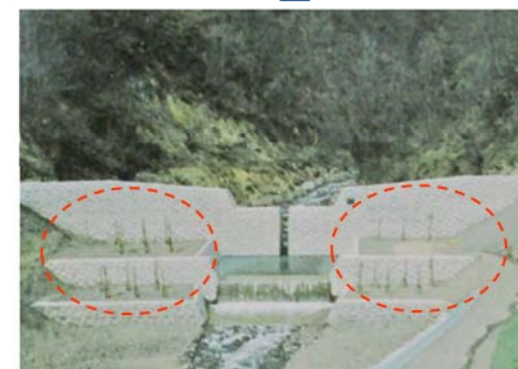
【植栽・追加の配慮】 バランスよく植栽

堤体の前面に植栽することで、年月の経過とともに砂防施設を覆い隠している



植生の回復

現在の正面の状況



施工当時の状況

出典：長野県姫川砂防事務所

(3) 評価の項目・尺度

(標準検討事業では必要に応じて記入)

重点検討事業では、「具体的方針」に沿って設計を行う際の「評価の項目・尺度」及び「予測・評価手法」を記載する（標準検討事業では必要に応じて記載する）。

「具体的方針」で項目を分けて記載した場合は、当該項目との対応がわかるように記載すること。

(4) 予測・評価手法

(標準検討事業では必要に応じて記入)

5.3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方

(1) 具体的方針

項目	具体的方針の例
共通	・砂防施設には可能な限り現地で発生するものを利用する。 ・人がほとんど訪れない箇所、もしくは視点場からほとんどの視認できない箇所であることから、過剰な景観対策は行わない。 ・周辺に見合った規模として、地形改変を抑える。

(2) 評価の項目・尺度

(標準検討事業では必要に応じて記入)

項目	評価の項目・尺度の例
共通	・砂防施設としての機能および周辺環境に著しい不具合が生じないか。 ・上記の景観整備方針等に著しい不合理が生じないか。

(3) 予測・評価手法

(標準検討事業では必要に応じて記入)

項目	予測・評価手法の例
共通	・施工性や経済性などを考慮して総合的に判断する。

5.4 その他

6 景観配慮の内容

(設計段階、施工段階で記入)

重点検討事業では、「5. 具体的な景観整備の留意点と方針」に沿って景観の予測・評価を行い、その結果を設計に反映する必要がある。また、標準検討事業でも、「5.」に沿って、景観に配慮した設計を行う必要がある。

【解説】

本項では、このような景観配慮の内容を記載することにより、「5.」の内容と実際の設計との整合がとれているか確認する。このため、「5.」の記載事項に対応してどのように設計したかがわかるように記載する。

また、景観の予測・評価を行った場合は、その内容についても記載する。

6.1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定

本項目で、CGや模型等を作成した場合は、これらを活用して視覚的にわかりやすく示す。

6.2 細部設計、材料等選定

本項目では、材料・色彩・植栽など、細部設計の考え方を示す。

6.3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備

本項目では、現地発生材の利用など、コスト縮減の考え方を示す。

6.4 その他

その他留意すべき点について記載する。

7 施工段階の留意点

(設計段階、施工段階で記入)

本項目は、着実に施工段階で景観配慮が実施されるために、施工段階への申し送り事項や、景観配慮の内容を記載する。

7.1 設計段階での申し送り事項

本項目は、設計段階までに検討した景観形成の考え方を、施工段階に確実に引き継ぐために、具体的な行動や留意点を記載する。

また、細部のデザインなど、設計段階で確定できない部分について、施工段階でどのように検討していくべきか留意点を記載する。

【解説】

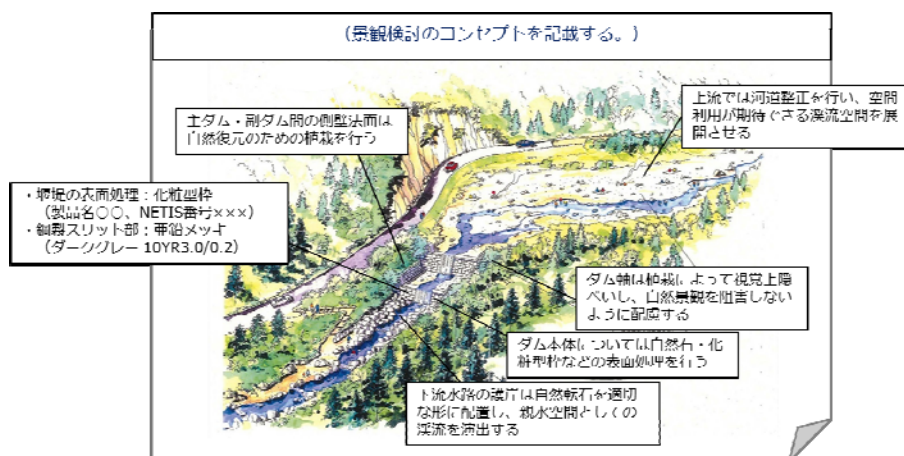
予備設計→詳細設計→工事施工と事業段階に応じて担当する部署が変わることから、景観検討の内容を確実に引き継ぐため、申し送り書などを作成する。

定期的なメンテナンス時に当初の意図が看過されることのないよう、設計・施工時の考え方や実際の使用色を具体的・客観的な記録として残すことが重要である。³

色彩検討の資料として、構造物の設置個所の写真を撮影する。色彩検討の材料として、写真だけを重要視することはないものの、現場のあいまいな記憶を鮮明化する、検討の過程や結果を第三者に伝える、といった場面において、写真は有効な手段となる。³

【考え方】

- ・予備設計→詳細設計→工事施工と事業段階に応じて担当する部署が変わることから、景観検討の内容を確実に引き継ぐため、イラストやフォトモンタージュ、CIM 等の3次元モデルを活用した景観形成イメージに配慮事項を記した資料を作成し、申し送り事項とする。
- ・申し送り書には、景観配慮や設計思想のほか、材料の詳細（NETIS 番号）や色彩（塗料の品番、マンセル値）など具体的で客観的な内容も記録する。
- ・工事用の資材に関する景観配慮は、施工時に富士砂防事務所から指示する。



申し送り書の例

3：「山梨県公共事業における景観ガイドライン（案）」（平成30年3月、山梨県）

7.2 施工時の景観配慮の内容

本項目は、特殊な材料等を使用した場合は記録する。

【解説】

施工時に現場で判断して配慮した内容を記録する。

可能な限り、景観配慮事項が理解できるような写真等を添付する。

なお、設計内容から大きな変更を行う場合は、各種景観形成ガイドラインを参考にするとともに、専門家に相談するなど、慎重な判断が求められる。

8 維持管理の留意点

(設計段階、施工段階で記入)

本項目は、設計段階や施工段階の景観配慮を受けて、適切な維持管理にも留意する必要がある。そのため、本項では維持管理における留意事項を記載する。

【解説】

整備を行った施設や空間が良好な景観を形成し、維持していくために、維持管理段階で必要な取り組みや留意事項等があれば記載する。

9 完成報告

(事業完了時に記入)

本項目は、事業完了時に、整備した施設や空間の状況を確認し、記載する。

【解説】

記載にあたっては、以下の視点から写真等を撮影して、視覚的にわかりやすく記録する。

記載の視点

- ・施設自体のデザイン
- ・外部からの当該施設や空間の眺め
- ・当該施設や空間からの周辺への眺め

事業前の写真や設計時に作成したCG等と、完了時の写真を並べて掲載することが考えられる。

10 事後評価の方針と結果

(設計段階、施工段階で記入)

重点検討事業では、事業により形成された景観について事後評価を実施する。
このため、事後評価を実施する時期や評価手法等について記載する。

【解説】

なお、本項の記入にあたっては、「中部地方整備局における景観整備の事後評価ガイドライン（案）」を参照することができる。

10.1 事後評価の方針

本項目は、事後評価が確実に実施されるよう、設計段階、施工段階あるいは事業完了時に、事後評価の実施時期を明記することが望ましい。

【解説】

「4. 景観形成に関する基本的な考え方」や「5. 具体的な景観整備の留意点と方針」の記載内容に照らして、特に事後評価において重視すべき項目があれば記載しておく。

また、事業景観アドバイザーや委員会などの参画についても記載することが望ましい。

景観整備によって期待される景観向上効果を抽出するとともに、実施を想定する調査手法の概要を記述する。

10.2 事後評価の結果

「10-1 事後評価の方針」に記載した評価方針を踏まえて評価を行う。

【解説】

「10-1 事後評価の方針」を踏まえて、適切なタイミングで事後評価を実施する。
必要に応じて改善措置を検討して記載する。

11 景観検討の体制

重点検討事業のみ記入（標準検討事業は必要に応じて記入）

重点検討事業では、景観検討の体制を構築する必要がある。ある程度の期間にわたって体制を維持しつつ、事業の進捗に応じて変化させていくことになる。

本項には景観検討の体制の概要を記入し、体制の変化があった場合には新たな体制を追記する。

【解説】

関係自治体との調整があった場合は、必ず記入する。

体制に変化があった場合には、新たな体制を追記する。

- 富士砂防事務所景観研究会の構成は以下のとおりである。

構成委員

（敬称略・五十音順）

石川 拓哉	環境省 富士箱根伊豆国立公園管理事務所 事務所長
尾崎 元久	静岡県 交通基盤部都市局景観まちづくり課 課長
北村 眞一	山梨大学 地域未来創造センター センター長
清水 宏	山梨県 県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室 室長
杉本 宏之	国土交通省 中部地方整備局富士砂防事務所 事務所長
東 恵子	東海大学 海洋学部環境社会学科 教授

平成 31 年 3 月現在

12 景観検討の経緯

本項目は、委員会、景観施策アドバイザーへのヒアリング、住民やNPO等の意見の聴取、地方公共団体との協議など、景観検討の経緯を一貫して記録に残すため、時系列的に検討の経緯を記載する。

【解説】

事業の進捗に応じて、検討内容を追記していく。

なお、本項での記載は、会議等の名称、開催年月日、主な検討項目等にとどめる。詳細な検討内容については、議事録等を作成して、本シートとともに保管する。

12.1 景観法第16条第5項に基づく通知等

景観計画区域における事業では、設計案がある程度固まった時点で、景観計画及び景観条例に基づき、必要に応じて景観行政団体に通知する。

ここでは、通知した事業区間等や年月日、景観行政団体からの回答や協議の年月日、概要等を記載する。

12.2 その他、景観検討の経緯

本項目は、関係自治体との調整があった場合は、必ず記入する。

13 事業の進捗状況の経緯

事業の進捗状況の経緯を一貫して記録するため、設計や工事等の発注案件名と電子納品番号、工期、発注先の業者名・管理技術者名・景観担当者技術者名を記載する。

【解説】

個別事業毎に事業の進捗状況を記載する。

～ 参 考 資 料 ～

- ・ 景観検討シート様式
- ・ 管内砂防事業に関連する景観関連計画等
- ・ 世界遺産富士山 定点観測地点

景観検討シート様式

景観検討シート(様式2)

【景観検討番号】

【事務所名】

【施設名】

【事業種別】

【事業名】

【事業区分】 重点検討事業 標準検討事業

【更新履歴】

1. 事業概要
2. 景観形成にあたり配慮すべき事項
3. 景観形成の目標像
4. 景観形成に関する基本的な考え方
5. 具体的な景観整備の留意点と方針
6. 景観配慮の内容
7. 施工段階の留意点
8. 維持管理の留意点
9. 完成報告
10. 事後評価の方針と結果
11. 景観検討の体制
12. 景観検討の経緯
13. 事業の進捗状況の経緯

1. 事業概要(構想・計画段階で記入)

2. 景観形成にあたり配慮すべき事項(構想・計画段階で記入)

2-1 当該事業周辺の景観や土地利用状況

2-2 関連する計画等

3. 景観形成の目標像(構想・計画段階で記入)

4. 景観形成に関する基本的な考え方(構想・計画段階で記入)

4-1 当該施設や空間自体の景観配慮の考え方

4-2 自然環境との調和の考え方

4-3 住民等の利用を考慮した整備の考え方

4-4 関係自治体等に伝えるべき考え方

4-5 その他

5. 具体的な景観整備の留意点と方針(計画段階、設計段階で記入)

5-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方

【具体的方針】

項目	区分	具体的方針

【評価の項目・尺度】

項目	区分	評価尺度

【予測・評価手法】

項目	区分	予測・評価手法

5-2 細部設計、材料等選定の考え方

【具体的方針】

項目	区分	具体的方針

【評価の項目・尺度】

項目	区分	評価尺度

【予測・評価手法】

項目	区分	予測・評価手法

5-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方

【具体的方針】

【評価の項目・尺度】

【予測・評価手法】

5-4 その他

6. 景観配慮の内容(設計段階、施工段階で記入)

6-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定

6-2 細部設計、材料等選定

6-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備

6-4 その他

7. 施工段階の留意点(設計段階、施工段階で記入)

7-1 設計段階での申し送り事項(設計段階で記入)

7-2 施工時の景観配慮の内容(施工段階で記入)

8. 維持管理の留意点(設計段階、施工段階で記入)

9. 完成報告(事業完了時に記入)

【事業完了年月日】

【完成状況】

10. 事後評価の方針と結果（設計段階、施工段階で記入）

10-1 事後評価の方針（設計段階、施工段階で記入）

【実施時期】

【景観整備方針の実施に関する事後評価】

【景観向上効果に関する事後評価】

10-2 事後評価の結果

【評価結果】

【景観整備方針の実施に関する評価】

【景観向上効果に関する評価】

【改善措置】

11. 景観検討の体制

■富士砂防事務所景観研究会(●年●月～●年●月)で検討

12. 景観検討の経緯

12-1 景観法第 16 条第 5 項に基づく通知等

12-2 その他、景観検討の経緯

13. 事業の進捗状況の経緯

管内砂防事業に関連する景観関連計画等

【法律、条令等】

	名称
国	「景観法」(平成十六年法律第百十号)
国	「自然公園法」(昭和三十二年法律第百六十一号)
静岡県	「静岡県世界遺産富士山基本条例」(平成 27 年 3 月 20 日条例第 31 号)
静岡県	「景観法に規定する景観整備機構の指定等に関する規則」 (平成 18 年 01 月 10 日 規則第 1 号)
山梨県	「山梨県景観条例」(平成 2 年 10 月 20 日条例第 24 号)
山梨県	「公共事業景観検討実施要領」(平成 30 年 4 月 1 日施行)
山梨県	「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例」 (平成 27 年山梨県条例第 46 号)
山梨県	「山梨県世界遺産富士山景観評価等技術指針」(平成 28 年山梨県告示第 99 号)
富士宮市	「富士宮市富士山景観条例」(平成 21 年 10 月 26 日富士宮市条例第 29 号)
富士市	「富士市景観条例」(平成 21 年 10 月 1 日施行)
裾野市	「裾野市景観条例」(平成 25 年 3 月 1 日条例第 15 号)
富士吉田市	「富士吉田市景観条例」(平成 27 年 12 月 25 日条例第 38 号)
山中湖村	「山中湖村景観条例」(平成 22 年 5 月 17 日条例第 8 号)
鳴沢村	「鳴沢村景観条例」(平成 27 年 10 月 1 日施行)
富士河口湖町	「富士河口湖町景観条例」(改正 平成 27 年 6 月 9 日条例第 21 号)

【指針、ガイドライン等(国)】

名称	作成/策定年月	策定主体
美しい国づくり政策大綱	平成 15 年 7 月	国土交通省
砂防関係事業における景観形成ガイドライン	平成 19 年 2 月	国土交通省砂防部
景観重要公共施設の手引き(案)		国土交通省都市・地域整備局
砂防施設設計要領(案)	平成 21 年 3 月	国土交通省中部地方整備局
世界文化遺産 富士山 包括的保存管理計画	平成 28 年 1 月	文化庁、環境省、林野庁、山梨県、静岡県他
富士箱根伊豆国立公園 富士山地域管理計画書	平成 12 年 1 月	環境庁自然保護局 南関東地区国立公園・野生生物事務所

【指針、ガイドライン等（県）】

名称	作成/策定年月	策定主体
ふじのくに景観形成計画	平成 29 年 3 月	静岡県交通基盤部
ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備） （第 4 版発行）	平成 30 年 7 月	静岡県交通基盤部
静岡県森林景観形成ガイドライン	平成 18 年 5 月	静岡県経済産業部
富士山周辺景観形成保全行動計画	平成 25 年 3 月	静岡県交通基盤部
美しい県土づくりガイドライン	平成 21 年 3 月	山梨県県土整備部
美の郷やまなしづくり基本方針	平成 27 年 2 月	山梨県県土整備部
公共事業等景観形成指針	平成 3 年 6 月	山梨県県土整備部
山梨県公共事業における景観ガイドライン（案）	平成 30 年 3 月	山梨県県土整備部
富士箱根伊豆交流圏構想	平成 21 年 10 月	山梨県、静岡県、神奈川県

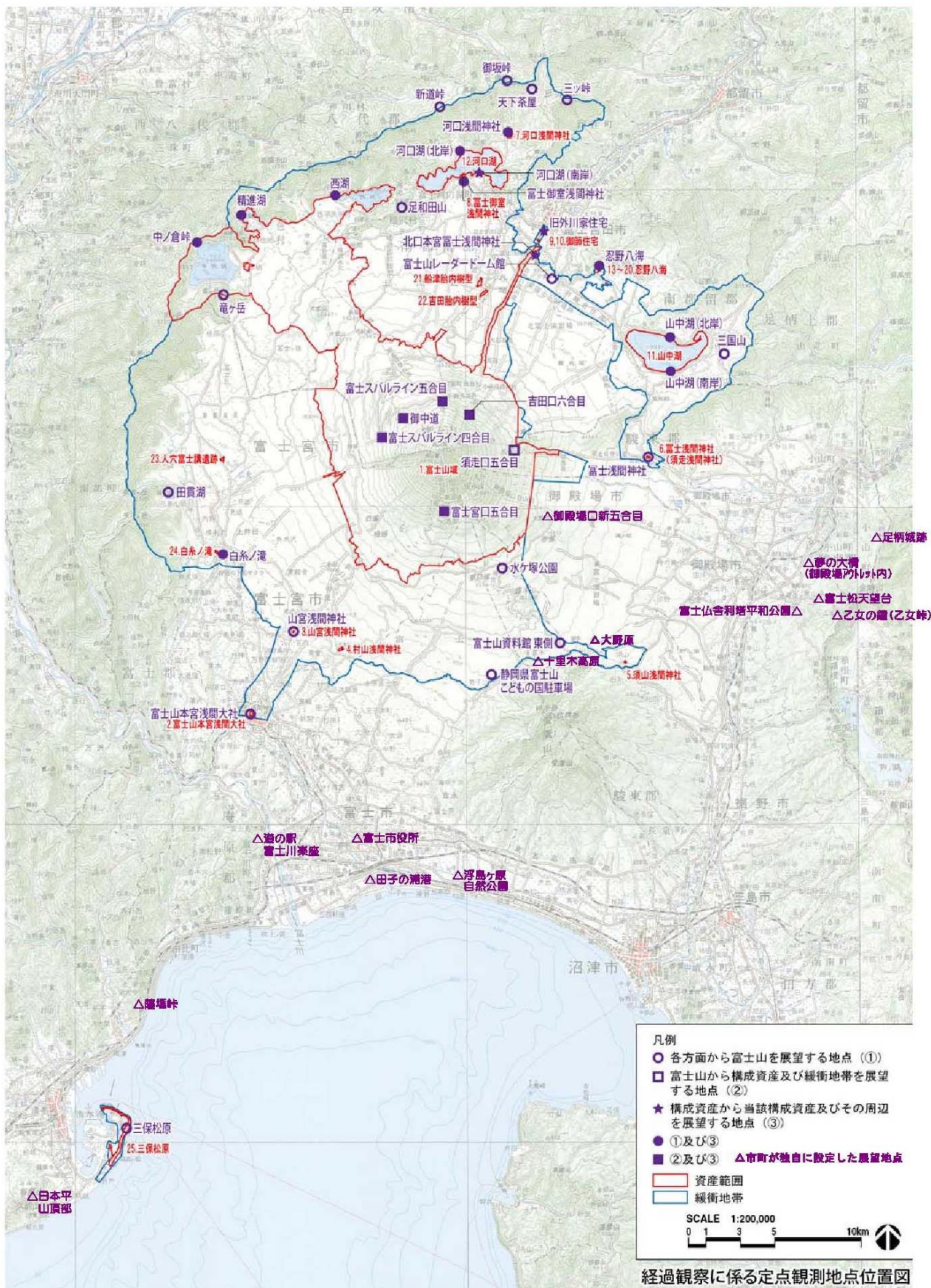
【指針、ガイドライン等（静岡県の市町村）】

名称	作成/策定年月	策定主体
富士宮市景観計画	平成 22 年 1 月	富士宮市
富士宮市景観形成行動計画	平成 30 年 6 月	富士宮市
富士宮市公共施設景観形成ガイドライン	平成 29 年 11 月	富士宮市
富士宮市観光地エリア景観計画(北部地区)	平成 30 年	富士宮市
富士市景観計画（一部変更）	平成 27 年 5 月 1 日	富士市
富士市景観形成基本計画	平成 21 年	富士市
大規模建築物等の届出制度	平成 27 年 4 月改訂	富士市
富士・愛鷹山麓地域環境管理計画	平成 23 年 4 月	富士市
裾野市景観計画	平成 25 年 3 月	裾野市
裾野市景観計画運用マニュアル	平成 25 年 3 月	裾野市
裾野市景観形成基本計画	平成 25 年 3 月	裾野市

【指針、ガイドライン等（山梨県の市町村）】

名称	作成/策定年月	策定主体
富士吉田市景観計画	平成 28 年 3 月	富士吉田市
山中湖村景観計画【改訂版】	平成 27 年 12 月	山中湖村
鳴沢村景観計画	平成 27 年 10 月	鳴沢村
富士河口湖町景観計画（変更）	平成 30 年 2 月	富士河口湖町

世界文化遺産富士山 定点観測地点



出典：富士山世界文化遺産協議会ホームページ